

平成16年2月12日

関係各位

下関市医師会
会 長 麻上 義文
担当理事 石川 豊

教育相談における色覚検査について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして山口県医師会より通知がありましたので、送付いたします。

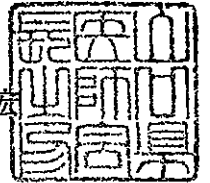
山医発第654号

平成16年1月23日

各郡市医師会長 様

山口県医師会長

藤井 康 宏



教育相談における色覚検査について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり山口県眼科医会より協力依頼がありました。

つきましては、趣旨ご理解の上、貴会から市町村教育委員会へ趣旨伝達いただきますとともに、関係会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

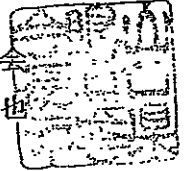




平成 16 年 1 月 10 日

山口県医師会
会長 藤井康宏殿

山口県眼科医会
会長 浅山琢也



教育相談における色覚検査についての依頼

貴殿にはますますご清祥にてご活躍のこと何よりとお慶び申し上げます。平素は眼科医
会活動にご理解とご協力をいただき有難く存じます。

早速ですが、ご存知の通り平成 14 年 3 月 29 日の官報にて学校での定期健康診断の必修
項目から色覚検査の削除が決まり、平成 15 年 4 月から実施されております。

日本眼科医会では、永年学術的見地から色覚に関する諸問題を検討し、「色覚マニュアル
—色覚を正しく理解するために—」を作成しました。このたび坪井日本医師会長、雪下担
当常任理事の全面的なご支援をいただき、日本医師会雑誌（第 130 巻・第 12 号/平成 15 年
12 月 15 日発行）の付録として全会員に配布されているところです。

山口県眼科医会では、学校や社会での色誤認の実態、職業選択上のアドバイスなど考慮
し、希望者に対して従来通り小学校 4 学年頃の検査が望ましいと考えております。平成 14
年 3 月 29 日 文部科学省スポーツ・青少年局長通知「学校保健法施行規則の一部を改正」で
は、学校医による健康相談において、色覚に不安を覚える児童生徒および保護者に対し、
事前の同意を得てから、個別実施することに問題はないと記されています。

各地区の教育委員会と医師会のご理解をいただき、各眼科学校医の判断により学校長・
養護教諭と協議し、保護者や児童生徒の同意を得て、マニュアルに従い学校内での色覚検
査が実施できればと考えております。

貴職並びに山口県医師会のご理解とご支援をいただき、別紙同封の上、県教育委員会並
びに各郡市医師会に対し趣旨伝達をご依頼いたすとともに、各郡市医師会を通じて地区教
育委員会に同様の通知がなされるようお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。



平成 16 年 1 月 日

小学校校長殿
養護教諭殿

眼科学校医

教育相談における色覚検査について

日ごろ、眼科学校保健活動にご理解をいただき感謝しております。

さて、平成 14 年 3 月 29 日付けの文部科学省スポーツ・青少年局長通知「学校保健法施行規則の一部を改正」により、平成 15 年度より色覚検査が定期健康診断時において必須検査ではなくなりました。しかし、通知には、学校内での色覚検査が一切出来なくなったわけではなく、学校医による健康相談において、色覚に不安を覚える児童生徒および保護者に対し、事前の同意を得てから、個別実施することに問題はないと記されております。

先天色覚異常は男子の 5%、女子の 0.2%に見られます。程度によって異なりますが、学校生活でのさまざまな配慮が必要です。色が分からないことは稀で、多くの場合、似た色の微妙な差が区別し難くなるため、色の表現に間違いを起こします。学校生活では、教科書(地図帳)、色鉛筆、絵の具などに見誤りを起こす可能性があります。

先天色覚異常は生来のものであるため、近視などと異なり本人に自覚はなく、気付かないでいる周囲の人から誤解を受けたまま過ごすことも稀ではありません。検査を行って初めてわかることが多く、色覚検査を行わずにそのような児童の存在を正しく把握することは極めて困難です。

現在は、ほとんどの高校・大学で色覚異常を理由に入学を制限することはなくなりましたが、一部の航空・商船高専では制限が残っているところもあります。進学については大幅に緩和されてきておりますが、就職についてはいまだに制限のある企業も数多く存在しております。パイロット・航海士・鉄道関連などには特に制限が残っております。

残念ながら先天色覚異常に対しては今なお有効な治療方法がありません。学校生活において、また将来の進路・職業選択などのために自分自身の色に対するの感覚を知っておくためにも色覚検査は大切であると思います。

私ども眼科学校医としては色覚異常を有する児童の存在する可能性を考慮し、健康相談において小学 4 年生のうち希望者を対象としての色覚検査を行い、児童の色覚について把握しておきたいと考えています。全国の眼科医のほとんどが同じ考えでおります。

以上から別紙のような「色覚検査希望書」により、本人と保護者の意思を確認して、希望者に対して、色覚検査を行いたいと思っております。

貴管下において、貴職のお立場から将来ある児童生徒のために、色覚検査の実施に特段のご高配をぜひお願い申し上げます。

平成16年1月 日

保護者殿

小学校校長

眼科健康相談(色覚について)

平素は本校の学校活動にご理解いただきましてありがとうございます。

毎年春に行われている定期学校健診は学校保健法の決まりに基づいて行われております。

眼科の色覚検査は、平成15年度より学校保健法施行規則の変更に伴い、健康相談として検査を希望される児童・生徒に対して個々に実施することとなりました。

先天色覚異常は、男子の5%(20人に1人)、女子の0.2%(500人に1人)の割合で認められます。つまり、各クラス1~2人の色覚異常の児童が存在する可能性があります。色覚異常は色が分からないことは極めて稀で、多くの場合、似た色の微妙な違いを識別しにくくなるといった程度の見え方です。学校生活においては、教科書(地図帳)、色鉛筆、絵の具などに見誤りを起こす可能性があり、日常生活においては、細かく淡い色模様や均一な濃い色彩の中の一部異なる色、暗い条件下で色を見間違ふ恐れがあります。

先天色覚異常は本人には自覚のない場合が多く、日常生活に殆ど不自由がなく、色間違いに気付いた周囲の人たちから誤解を受けたまま過ごすことがあります。検査を行ってみて初めて色覚異常と分かることが多く、色覚検査なしにその状態を正しく把握することは困難です。治療法はありませんが、授業を受けるにあたり、また将来の職業・進路選択をする際の自分自身の色に対するの感覚を知っておくためにも必要な検査であると思います。

本校では色覚異常の児童の存在する可能性を考慮し、眼科学校医と相談した結果、希望者を対象とした色覚検査を行いたいと考えています。

なお検査結果は従来通り保護者宛お知らせしますが、外部への通知は一切ありません。

以上をご理解いただき、健康相談「色覚検査希望書」に必要事項を記入のうえ 月 日 までにご提出下さい。

.....切り取り線.....

健康相談

【色覚検査希望書】

色覚検査を希望する

希望しない

平成 年 月 日

児童・生徒名

保護者名

㊟